



くらしの情報

※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください。

最近の相談事例

～なりすまし詐欺～

困ったときは<<消費生活センター>>へ

相談専用電話 024-521-0999

・・・架空請求ハガキ・・・

Q 「民事訴訟管理センター」から私宛に身に覚えのないハガキが届きました。内容は、「総合消費料金が未納となっており民事訴訟による訴状が提出されている」「連絡がなければ原告側の主張が認められ、裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産・不動産等の差し押さえを行う」等と記載されています。明日が裁判取り下げ期日となっており不安なのですが、どうしたらよいのでしょうか。

A 「訴訟を起こす」「給与等を差し押さえる」等、不安をあおるようなことが書かれていても、**身に覚えがなければ決して連絡せず、無視しましょう。** 連絡し相手の請求通りに支払ったところ、ますます請求がエスカレートしたケースもあります。

・・・電子ギフト券・・・

Q 携帯電話に「有料動画の未納料金が発生しております。本日中に連絡がない場合は法的手続きへ移行します」とSMS（ショートメッセージサービス）が届いていました。不安に思い連絡すると「登録料が未納になっています。コンビニで電子ギフト券を購入し、その裏面の番号をご連絡ください」と指示されました。登録した覚えはないのですが、電子ギフト券を購入しなければならないのでしょうか。

A 電子ギフト券はコンビニなどで販売されている金券でプリペイドカードの一種です。電子ギフトカード、電子マネーなどと呼ばれることもあります。これらの番号を相手に伝えることは、購入した価値を相手に全て渡したことと同じとなり、取り戻すことは大変難しくなります。**相手から電子ギフト券を購入するよう指示されても、詐欺を疑い、絶対に応じないようにしましょう。**

身に覚えのない請求がきた場合には、連絡をとらないことが何より大切です。

・・・還付金詐欺・・・

Q 市役所から「税金の還付手続きはしましたか？」と自宅に電話がありました。心当たりがない旨を伝えると、「還付手続きの期限は今日までです。携帯電話とキャッシュカードを持ってすぐにATMへ行ってください」とのことでした。市役所からこのような連絡はあるものなのでしょうか。

A 公的機関の職員が税金や医療費などを還付するためにATMを操作させることは絶対にありません。**携帯電話を持ってATMへ行くようにと言われたら還付金詐欺だと思ってください。**

食品ロスの現状

〈食品ロス〉とは？

食べられるのに廃棄される食品を、食品ロスと言います。



〈食品ロス〉ほどのくらいあるの？

日本での食品ロスは、年間 632 万トンと試算され、世界全体の食料援助量（年間約 320 万トン）の約 2 倍に匹敵します。

一人当たりの食品ロス量を試算すると、「お茶碗約 1 杯分（約 136 g）の食べ物」が毎日捨てられている計算となります。



実践しよう！食品ロス削減に向けて！



食品ロスの約半分は一般家庭からのものです。一人一人が「もったいない」を意識して、日頃の生活を見直すことが重要です。

《今日から食品ロス削減に向けて実践してみましょう！》



・・・買物・・・

- ・必要な食品を、必要な時に、必要な量だけ購入しましょう。
- ・買い物に出かける前に、冷蔵庫内などをチェックしましょう。
- ・消費期限などを確認しましょう。

・・・調理・・・

- ・作りすぎに注意しましょう。
- ・食べ切れなかった場合は、他の料理に作り替えるなどの工夫をしましょう。
- ・残っている食材から使い、上手に食べ切りましょう。
- ・野菜や果物の皮は厚むきしないようにしましょう。

食の安全・安心アカデミーシンポジウム参加者募集中！！

「放射線被ばくと健康影響」に関する基調講演と、「広げよう安心の輪～今、私たちができること～」をテーマに、生産者代表・消費者代表・行政代表そして会場の皆さんにも参加いただいて、トークセッションを行います。ふくしまの食の安全・安心について一緒に考えてみませんか？入場無料ですが、事前の予約が必要です。

第1部 基調講演 【長崎大学原爆後障害医療研究所 高村昇 教授】

第2部 トークセッション ※ゲストパネリストとして辰巳琢郎さんが出演します。

日時 平成29年11月3日（金・祝）

13：00～16：00

会場 郡山商工会議所

日時 平成29年11月4日（土）

13：00～16：00

会場 サンライフ南相馬

◆お問い合わせ◆ 福島民報社広告局「食の安全・安心シンポ」係
電話 024-531-4161（平日9時～17時）

◆お申し込み◆ Webサイト <http://www.minpo.jp/ad/syokusympo/>

知っていますか？食品の期限表示

加工食品には賞味期限又は消費期限のどちらかの期限が表示されています。
(注：期限表示の省略が可能な品目もあります。)

賞味期限とは？

おいしく食べることができる期限です。(この期限を過ぎても、すぐに食べられないということではありません。)

※定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいいます。

ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとして扱います。

・・・どんな食品？・・・

スナック菓子、カップめん、缶詰など
【品質の劣化が比較的遅いもの】

消費期限とは？

期限を過ぎたら食べない方がよい期限です。

※定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くことになるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいいます。

・・・どんな食品？・・・

弁当、サンドイッチ、惣菜など
【早く悪くなるもの】



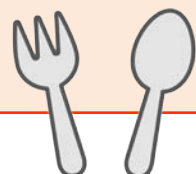
◆賞味期限は、3ヶ月を超えるものは年月で表示し、3ヶ月以内のものは年月日で表示されます。(消費期限は年月日で表示)

◆賞味期限が過ぎてしまっても、すぐに廃棄せず、自分で食べられるかどうか判断することも大切です。見た目、臭い、味をチェックし総合的に判断しましょう。

◆一度開封した食品は、表示されている期限にかかわらず、早めに食べるようにしましょう。

**賞味期限の切れた食品がすぐに食べられなくなる訳ではありません。
期限表示の意味を正しく理解して、食品の無駄を減らしましょう！！**

※食品関連事業者も過剰在庫や返品等により発生する食品ロスの削減に向けて動き出しています。



◆◆◆消費生活無料法律相談・生活再建等相談◆◆◆

借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、【弁護士・司法書士による法律相談】【ファイナンシャルプランナー（FP）による生活再建等相談】を定期的に実施しています。相談の日時や方法など、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

県消費生活センター	024-521-0999
県中地方振興局	024-935-1295
県南地方振興局	0248-23-1548
会津地方振興局	0242-29-5295



◆◆◆「消費生活出前講座」のご案内◆◆◆

出前講座を随時実施しています。無料で講師を派遣しますので、ぜひご利用ください!

【テーマ】悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブルなど

【派遣先】公民館、老人会、民生児童委員協議会、中学・高校・大学など

【講師】県消費生活センター消費生活相談員など

【申込先】県消費生活センター（消費生活課）

電話 024-521-7736

※最寄り駅までの送迎等をお願いする場合があります。



◆◆◆自家消費野菜等の放射能検査について◆◆◆

県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能検査を実施しています。

県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。※電話予約制

【県消費生活センター受付専用電話】 024-521-8397

〒960-8043 福島市中町8-2（自治会館）1階

受付時間 月曜～金曜 9:00～12:00

13:00～17:00

※各市町村での放射能検査については、各市町村役場 担当課へお問い合わせください。

